

富山県官民データ活用推進基本計画（仮称）検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 官民データ活用推進基本法で義務付けられた都道府県版「官民データ活用推進基本計画」の策定にあたり、基本方針や電子行政の推進等に関する専門的な立場からの指導・助言を反映させるため、富山県官民データ活用推進基本計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）富山県官民データ活用推進基本計画（仮称）の検討に関する事項
- （2）その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者および官民データ活用の推進に関する分野の関係者から知事が選任する。

（座長）

第4条 委員会に座長および副座長を置く。

- 2 座長は知事が指名し、会議を進行する。
- 3 副座長は、座長が指名する者をもって充て、座長が不在の時はその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は知事が招集する。

- 2 委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - （1）富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - （2）公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、経営管理部情報政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月25日から施行する。